個人情報保護に関する覚書

　国立大学法人弘前大学（以下「甲」という。）より株式会社○○○○（以下「乙」という。）に対し発注する業務の実施に当たり，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの，又は他の情報と容易に照合することができ，それにより特定の個人を識別できるもの（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し，次のとおり覚書を締結する。

　（基本的事項）

第１条　乙は，甲より発注する業務を行うに当たっては，個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（対象となる業務及び期間）

第２条　令和〇年〇月〇日から令和５年３月３１日の間に，甲より乙に発注する業務を対象とする。なお，期間中における覚書の解除については,期限の１ヶ月前までに書面によりその旨提出するものとする。また，乙は甲に対し，個人情報の管理体制等について書面により，当該期間の末日までに報告することで，１年間その期間を延長するものとし，以後も同様とする。

　（秘密の保持）

第３条　乙は，甲より発注する業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ，また，不当な目的に使用してはならない。当該業務が終了し，又は解除された後においても同様とする。

　（収集の制限）

第４条　乙は，甲より発注する業務を行うために個人情報を収集するときは，当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で，適法かつ公正な手段により行わなければならない。

　（漏えい，滅失及びき損の防止）

第５条　乙は，甲より発注する業務により知り得た個人情報について，漏えい，滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

　（業務従事者への通知）

第６条　乙は，甲より発注する業務に従事している者に対して，在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ，又は不当な目的に使用してはならないことなど，個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

　（個人情報の目的外利用・提供の禁止）

第７条　乙は，甲の指示がある場合を除き，甲より発注する業務によって知り得た個人情報を当該業務の目的以外の目的に利用し，又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

　（再委託の制限又は禁止）

第８条　乙は，甲が承諾した場合を除き，甲より発注する業務については自らが行い，個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）

２　乙は，再委託する場合，再委託先に対して，この覚書に定める個人情報の取扱いに関する乙の義務と同等の義務を課すとともに，必要かつ適切な監督を行わなければならない。

　（複写又は複製の禁止）

第９条　乙は，甲より発注する業務を処理するために，甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し，又は複製してはならない。

　（事故発生時における報告）

第10条　乙は，甲より発注する業務に違反する事態が生じ，又は生じるおそれのあることを知ったときは，速やかに甲に報告し，甲の指示に従うものとする。

　（資料等の返還）

第11条　乙は，甲より発注する業務を処理するために，甲から提供を受け，又は乙自らが収集し，若しくは作成した個人情報を記録した資料等は，当該業務の完了後，直ちに甲に返還し，又は引渡すものとする。ただし，甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

　（実地検査）

第12条　甲は，必要があると認めるときは，所属の職員等に，乙の業務に支障を生じさせない範囲内において，乙の事務所，事業所等に立ち入り，甲が委託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ，乙に対して必要な指示をすることができる。

２　乙は，甲からその調査及び指示を受けた場合には，甲に協力するとともにその指示に従うものとする。

　（契約の解除）

第13条　甲は，乙が本覚書に規定する事項を違反したときは，当該委託契約を解除することができる。

２　乙は，甲より発注する業務に違反したことにより甲に損害を及ぼしたときは，その損害を賠償しなければならない。

　（その他）

第14条　その他，個人情報の保護に必要と認められる事項については，甲・乙協議して定めるものとする。

　　上記覚書の成立を証するため，甲・乙は次に記名し，印を押すものとする。

　　この覚書は２通作成し，双方で各１通を所持するものとする。

　　　令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　青森県弘前市文京町１番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人弘前大学

総括保護管理者

理事（企画担当）

若林　孝一　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　株式会社○○○○

　○○　○○　　印